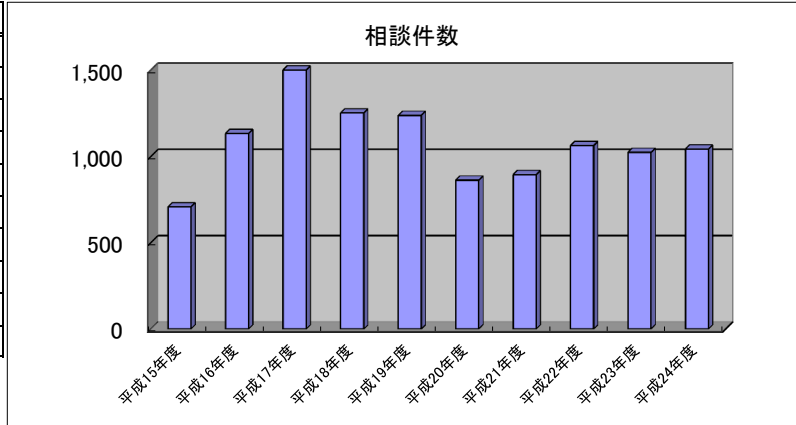


平成24年度 沼津市消費生活相談の概要

1 相談件数について

市民相談センターでは、平成24年度に1,042件の消費生活相談を受け付けた。ピーク時の平成17年度から減少傾向にあったが、平成21年度から再び増加に転じている。平成23年度は前年度より減少したが、平成24年度は再び増加に転じた。平成22年度より1,000件を超える高い水準が続いているといえる。

年度	相談件数
平成15年度	707
平成16年度	1,132
平成17年度	1,502
平成18年度	1,251
平成19年度	1,237
平成20年度	862
平成21年度	894
平成22年度	1,062
平成23年度	1,023
平成24年度	1,042



2 相談方法について

相談方法別にみると、電話が874件、来訪が165件であった。

相談に際して、電話での聞き取りだけでは不十分な場合、相談者に来訪を求めることがある。これは、事業者との交渉の助言をするに**あたり**、契約書や関係書類、相談対象の商品、写真等により、できる限り正確な事実確認をする必要があるためである。

相談方法	平成24年度	平成23年度
電話	874	808
来訪	165	214
文書	3	1
合計	1,042	1,023

3 契約当事者の居住地について

原則として契約当事者は沼津市民を対象としているが、沼津市からの転出者や、インターネット上で市民相談センターを調べたという他の都道府県民からの相談も一旦受け付けている。また、市内に通勤通学している場合や、居住する自治体で消費生活相談に応じていない場合などに他市町からの相談も受けている。

なお、沼津市以外の市町では、三島市や清水町が多いが、地元自治体では近所等との関係から相談しにくく、近隣の本市に相談をしていくといった事情の存在が伺われる。

<都道府県別一覧>

県名	件数
静岡県	1,009
北海道	1
埼玉県	2
千葉県	2
東京都	7
神奈川県	7
岐阜県	1
愛知県	1
兵庫県	1
福岡県	1
不明	10
合計	1,042

<県内市町別一覧>

市町名	件数	市町名	件数
沼津市	949	焼津市	1
静岡市	1	御殿場市	3
浜松市	2	裾野市	3
熱海市	2	伊豆の国市	2
三島市	7	松崎町	1
富士宮市	1	函南町	2
伊東市	2	清水町	5
富士市	1	長泉町	2
磐田市	1	不明	24
		合計	1,009

4 処理結果と期間について

消費生活相談では、相談者から事実関係の聴取を行った上で助言を行い、相談者自身に自主交渉をして頂くので、基本的には即日に処理が完了する。しかし、相談者による自主交渉が難しい場合には市民相談センターが斡旋に入るため、継続処理となり解決までに数ヶ月かかる事案もある。

ここ数年の特徴として、市民相談センターが斡旋に入る割合が増加傾向にあることが挙げられる。(全体に占める斡旋割合は、平成19年度3.6%→平成20年度5.6%→平成21年度10.5%→平成22年度9.0%→平成23年度8.6%→平成24年度11.7%)。この要因としては、相談者が自ら交渉することが難しい複雑・高度な相談が増加したことや、消費者の権利意識が高まったことなどが挙げられる。こうした傾向は今後も続くことが予想されるため、各種研修会への参加や専門図書を利用し相談技術の研鑽を図っていく。同時に、市民の方々に賢い消費者になっていただくための消費者教育にも注力していく。

処理結果	平成24年	平成23年
助言(自主交渉)	831	883
斡旋解決	123	88
その他情報提供	21	9
他機関紹介	29	34
斡旋不調	3	1
処理不能	17	2
処理不要	18	6
合計	1,042	1,023

期間	平成24年	平成23年
即日処理	918	932
継続処理	124	91
合計	1,042	1,023

※消費生活センターにおける「斡旋」とは

消費者と事業者との交渉が円滑に行われるように、センターが介入することをいう。消費者と事業者では、知識や交渉力に差があり、問題のある消費者契約が行われた場合、消費者が不当に不利な状況にならないよう、消費生活センターが情報提供をしたり、必要に応じて業者との交渉の手助けをし、解決を目指していく。

5 契約当事者の性別・年代について

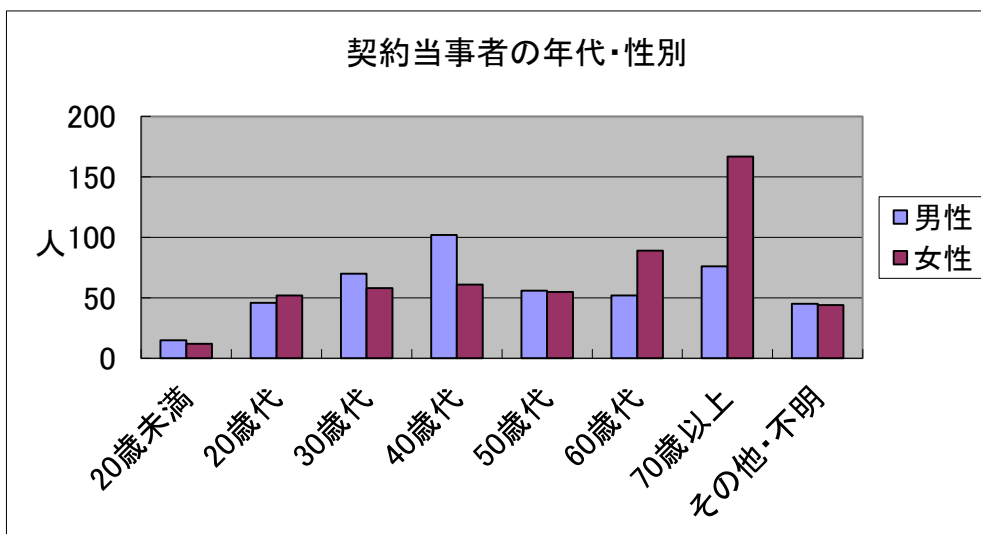
契約当事者を性別にみると、男性が462人、女性が538人であり、昨年度とは逆に女性の人数が多いという結果となった。

高齢者が契約当事者であるケースの増加が大きな問題になってきているが、70歳以上が契約当事者となっていた相談が

全体の20%を超えて最も多く、中でも女性の割合が突出している。

60歳以上で見ると、全体の40%弱を占めている。

	平成24年度				平成23年度			
	男性	女性	計(不明含む)	構成比	男性	女性	計(不明含む)	構成比
20歳未満	15	12	27	2.6%	17	9	26	2.5%
20歳代	46	52	99	9.5%	30	28	58	5.6%
30歳代	70	58	128	12.3%	81	75	156	15.0%
40歳代	102	61	163	15.6%	83	72	155	14.9%
50歳代	56	55	111	10.7%	76	70	146	14.0%
60歳代	52	89	141	13.5%	88	79	168	16.1%
70歳以上	76	167	244	23.4%	92	134	226	21.7%
その他・不明	45	44	129	12.4%	38	28	88	8.4%
合計	462	538	1,042	100.0%	505	495	1,023	98.2%
	44.3%	51.6%			49.4%	48.4%		

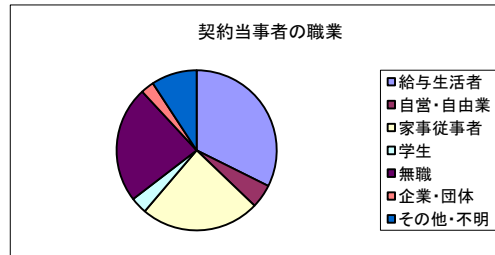


6 契約当事者の職業について

契約当事者を職業別にみると、給与生活者からの相談が337人と最も多い。また、無職の人からの相談は244件で、前年比1.6%の減となっているが、平成21年度(140人)比では74.3%増である。これは、高齢者からの相談数が増加したことによるものと考えられる。

また、自営・自由業者の相談者数が少ないのは、市民相談センターでは原則的に消費者からの相談を受け付けているため、事業者が自分の事業とは関係のない相手との間の問題で、消費者として相談する場合には受け付けるが、商売上のことや、事業者同士の問題についての相談は受け付けていないためである。なお、こうした相談に対しては、商工会議所等の相談窓口を紹介している。

	平成24年度	平成23年度
給与生活者	337	371
自営・自由業	50	72
家事従事者	251	228
学生	35	25
無職	245	248
企業・団体	28	17
その他・不明	96	62
合計	1,042	1,023

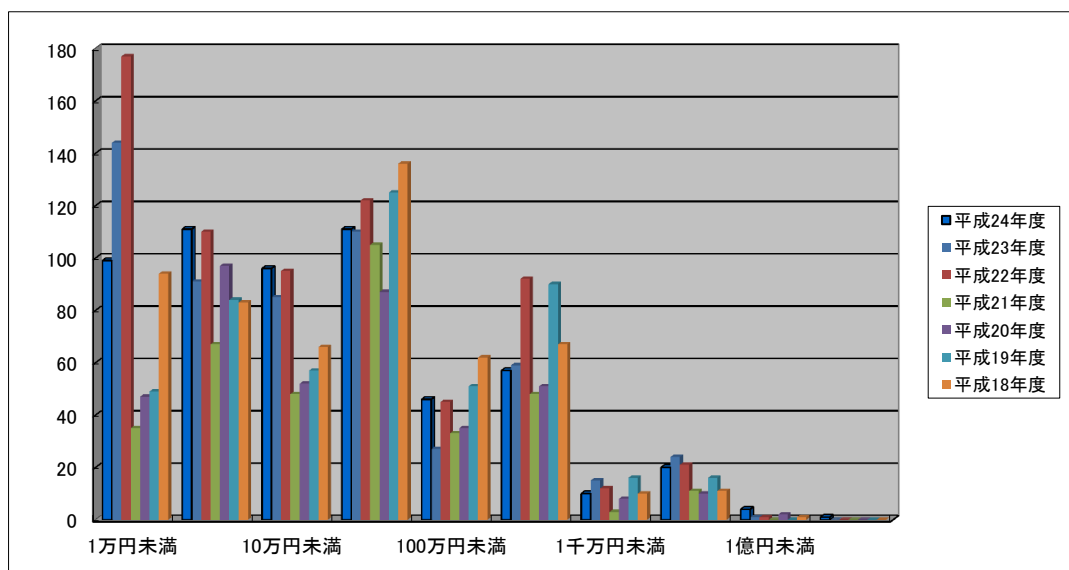


7 契約・購入金額について

契約・購入金額については、不明なものが487件あるが、これは架空請求・不当請求の事案において請求金額が示されないことが多いからである。

また、市民相談センターには50万円未満の契約についての相談が多く寄せられているが、1千万円以上の契約・購入に関する相談が24件あり、深刻な相談の存在も引き続き確認できる。

	平成24年度	平成23年度	平成22年	平成21年	平成20年度	平成19年度	平成18年度
1万円未満	99	144	177	35	47	49	94
5万円未満	111	91	110	67	97	84	83
10万円未満	96	85	95	48	52	57	66
50万円未満	111	110	122	105	87	125	136
100万円未満	46	27	45	33	35	51	62
500万円未満	57	59	92	48	51	90	67
1千万円未満	10	15	12	3	8	16	10
5千万円未満	20	24	21	11	10	16	11
1億円未満	4	1	1	0	2	0	1
1億円以上	1	0	0	0	0	0	0
その他・不明	487	467	387	544	473	749	721
合計	1,042	1,023	1,062	894	862	1,237	1,251

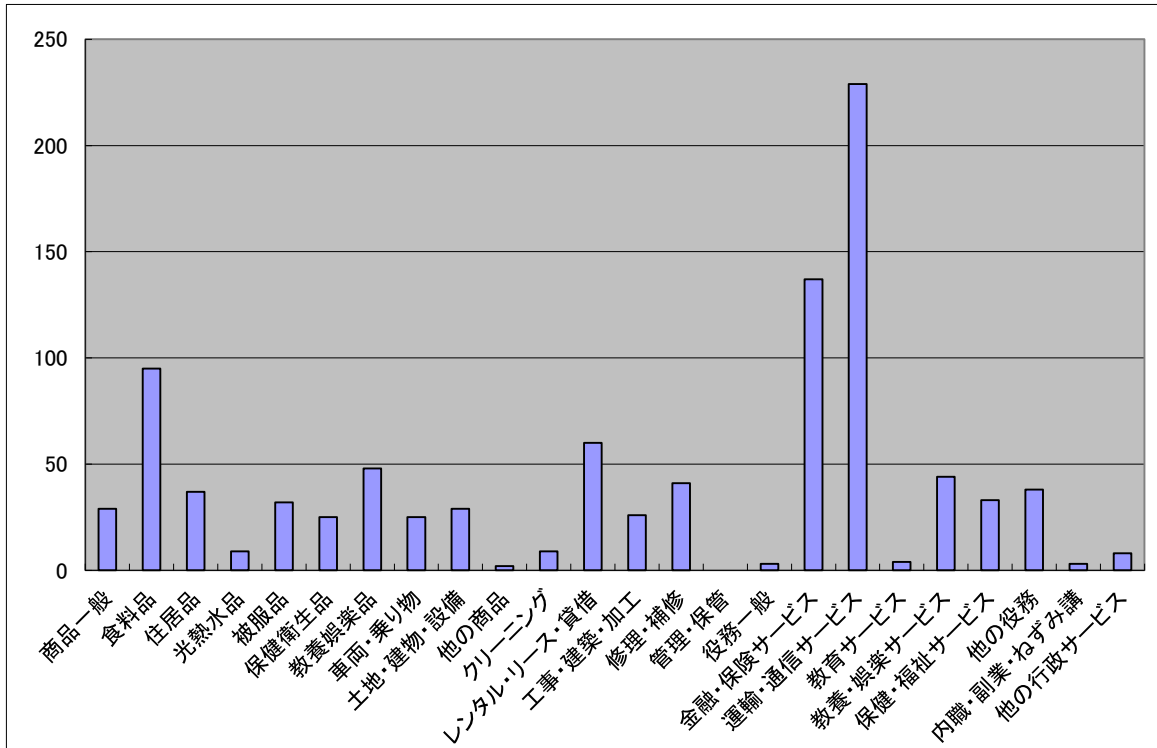


8 商品別の分類について

相談を商品別に分類すると、パソコンや携帯電話のサイト利用料を名目とした不当請求などの「運輸・通信サービス」に関する相談が229件と最も多く、次に投資や金融商品、多重債務などの「金融・保険サービス」に関する相談が137件となった。賃貸借住宅の敷金や退去時の修繕、更新料などの不動産等に関連した「レンタル・リース・賃借」「修理・補修」「工事・建築・加工」「土地・建物・設備」は合算で157件であった。

全体に占める比率は、商品契約31.8%、役務契約60.9%、その他7.3%となった。

商品大分類	代表的なもの	平成24年度	平成23年度	対前年度比
商品一般	料金未納という葉書による架空請求	29	17	170.6
食料品	健康食品や一般の食品、嗜好品など	95	55	172.7
住居品	ふとん、洗剤、電気調理器具、浄水器など	37	34	108.8
光熱水品	電気・ガスの点検や水道の配水管など	9	12	75.0
被服品	和服や鞆、アクセサリーなど	32	23	139.1
保健衛生品	医薬品や温熱治療器、磁気ネックレス、化粧品など	25	21	119.0
教養娯楽品	学習教材、資格教材、玩具、スポーツ用品など	48	51	94.1
車両・乗り物	自動車、自転車など	25	29	86.2
土地・建物・設備	不動産一般、また建築材料や設備など	29	49	59.2
他の商品		2	9	22.2
商品計		331	300	110.3
クリーニング	ドライクリーニングや染み抜きなど	9	6	150.0
レンタル・リース・賃借	賃貸アパートや敷金返還トラブル	60	46	130.4
工事・建築・加工	住宅のリフォームなど	26	21	123.8
修理・補修	電気製品の修理など	41	37	110.8
管理・保管	住宅設備の保守管理契約など	0	4	0.0
役務一般		3	2	150.0
金融・保険サービス	保険や金融商品、融資、未公開株など	137	199	68.8
運輸・通信サービス	携帯電話やパソコンでのウェブサイト利用等	229	209	109.6
教育サービス	塾、家庭教師、外国留学など	4	3	133.3
教養・娯楽サービス	旅行代理業、宿泊施設、資格講座、英会話教室など	44	47	93.6
保健・福祉サービス	医療、理美容、駆除サービス、老人福祉	33	26	126.9
他の役務	外食、冠婚葬祭互助会、家事サービス	38	43	88.4
内職・副業・ねずみ講		3	6	50.0
他の行政サービス	証明の発行、還付金詐欺など	8	16	50.0
役務計		635	665	95.5
他の相談	家庭管理やしきたりなど	76	58	131.0
総件数		1,042	1,023	101.9



9 相談内容別の分類について

相談を内容別に分類すると、契約・解約に関するものが最も多く、次に価格・料金や販売方法に関する相談が続いている。

※なお、1件の相談が複数の相談内容を含んでいるため、相談件数の合計(1,042件)とは一致しない。

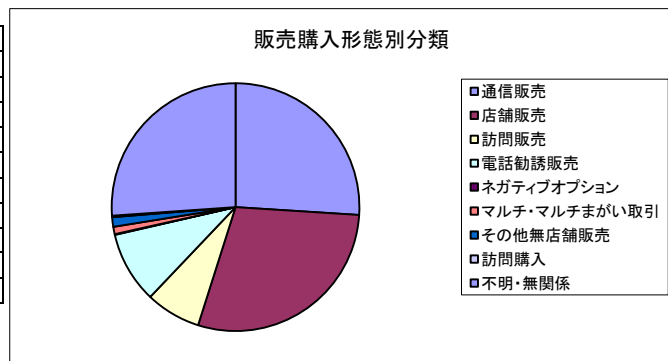
相談内容	平成24年度	平成23年度
契約・解約	889	872
販売方法	159	146
価格・料金	31	318
接客対応	9	17
品質・機能・役務品質	73	89
表示・広告	27	35
安全・衛生	12	23
法規・基準	8	38
計量・量目	0	1
施設・設備	0	1
生活知識	14	14
その他	3	8
包装・容器	1	0
買物相談	1	3

10 販売購入形態別の分類について

相談を販売購入形態別に分類すると、店舗販売が301件と最も多いが、前年度比では15.2%の減となった。この分類には、いわゆる「過払い金返還請求」についての相談も含まれ、グレーゾーン金利に係る消費者金融に対する過払い金返還請求に関する動きの落ち着いたが伺われる。次に多い通信販売及び電話勧誘販売はそれぞれ271件、97件と、前年度比10.6%、177.1%の増となった。これは、高齢者を対象に、「過去に注文を受けた健康食品等を送る」といった電話をかけてくる、いわゆる「送り付け商法」に関連した電話が25年に入ってから急増したことによるものである(こうした電話がかかってきた際、過去に注文したことを認めた場合通信販売、認めない場合に電話勧誘販売、認めていなくても商品が到達した場合にはネガティブオプションと分類する。)

なお、貴金属等の訪問買取に関するトラブルが全国的に急増したことから、国民生活センターの分類上新たに「訪問購入」が設定された。

販売購入形態	平成24年度	平成23年度
通信販売	271	245
店舗販売	301	355
訪問販売	75	60
電話勧誘販売	97	35
ネガティブオプション	1	2
マルチ・マルチまがい取引	10	7
その他無店舗販売	13	9
訪問購入	2	—
不明・無関係	272	310
合計	1,042	1,023



- ・店舗購入
- ・訪問販売
- ・通信販売
- ・マルチ・マルチまがい
- ・電話勧誘販売
- ・ネガティブオプション
- ・その他無店舗
- ・訪問購入

いわゆる店舗(デパート、スーパー、小売店など)で購入した場合や、サラ金・ヤミ金などに関するもの
 家庭、職場への訪問販売。いわゆるキャッチセールスや、電話で呼び出して事務所等で勧誘・契約
 通信的手段(インターネット通販、テレビショッピング等)を利用し、消費者側から申し込みをした契約
 いわゆる連鎖販売取引
 事業者からの電話により勧誘・契約
 消費者からの申し込みがないのに業者が一方的に商品を送りつける商法
 展示会販売等
 業者が自宅まで訪問し、貴金属等を買収するもの